

ふじみ野市告示第138号

ふじみ野市立博物館展示作成業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、下記のとおり公告する。

令和7年4月14日

ふじみ野市長 高 畑



記

1 業務概要

(1) 業務名 ふじみ野市立博物館展示作成業務

(2) 業務内容

ア 「ふじみ野市立博物館展示作成業務実施設計」に基づく展示委託業務

イ 博物館展示物作成等の企画提案に基づく業務

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年8月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体（当該共同企業体を構成する法人は、単独で本プロポーザルに応募すること又は本プロポーザルに応募している他の共同企業体の構成員となることができない。）であること。応募申込受付期間終了後の共同企業体の構成員の変更又は追加は、原則として認めない。なお、共同企業体の場合は、その構成法人がそれぞれ2(2)～(5)に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 過去10年間（平成27年度から令和6年度までの期間）に本業務と同種又は類似の業務（展示面積500平方メートル以上）を元請けとして受託し

た実績があること。なお、提示する実績は、履行を終え、完了検査を合格した実績であること。

(7) 本業務の実施に当たり、専任の現場責任者及び管理技術者を置くことができる者であること。

(8) 現場責任者及び管理技術者は、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有し、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

3 プロポーザル提案書の提出者を選定するための基準

(1) 専門分野別の技術職員の状況

(2) 同種又は類似の業務の実績

(3) 配置予定の現場責任者及び管理技術者の資格、経歴及び手持ち業務の状況

(4) 当該業務の実施体制

4 プロポーザル提案書の評価基準

(1) 配置予定の現場責任者及び管理技術者の経験及び能力

配置予定の現場責任者及び管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績内容、手持ち業務の状況及び担当した業務の業務成績

(2) 業務実施方針及び手法

仕様書の理解度、実施方針の妥当性及び実施手法の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒356-0022

埼玉県ふじみ野市長宮一丁目2番地11

ふじみ野市教育委員会社会教育課上福岡歴史民俗資料館

電話番号 049-261-6065 (直通)

ファックス番号 049-269-4817

(2) 仕様書等の交付について

ア 交付期間 令和7年4月14日(月)から同月18日(金)まで

イ 場所 ふじみ野市教育委員会社会教育課上福岡歴史民俗資料館

(ふじみ野市ホームページ)

ウ 方法 ホームページ上にて公開

(3) 参加表明書の受領について

ア 受領期限 令和7年4月28日(月)午後5時00分

イ 提出場所 ふじみ野市教育委員会社会教育課上福岡歴史民俗資料館

ウ 提出方法 持参

(4) プロポーザル提案書の受領について

ア 受領期限 令和7年5月20日(火)午後5時00分

イ 提出場所 ふじみ野市教育委員会社会教育課上福岡歴史民俗資料館

ウ 提出方法 持参

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

納付する。ただし、免除要件に該当する場合は、納付を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

なお、契約の時期については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第53条）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約については、業務委託仮契約書を取り交わし、市議会の議決を得た後にこれを本契約とする。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ

(5) 詳細説明

本プロポーザルに係る詳細な説明は、本業務に係るプロポーザル実施要領等にて確認すること。